

自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手続等に関する訓令（令和 7 年防衛省訓令第 2 5 号）第 4 条の規定に基づき、自衛隊海上輸送群の船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手続等に関する達を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 4 日

陸上幕僚長 陸将 森下 泰臣

自衛隊海上輸送群の船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手続等
に関する達

（趣旨）

第 1 条 この達は、自衛隊海上輸送群の使用する船舶が、自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手続き等に関する訓令（令和 7 年防衛省訓令第 2 5 号。以下「訓令」という。）に基づき、緊急船舶の指定を受ける場合の手続き等に関して必要な事項を定めるものとする。

（緊急船舶の指定を受けるべき船舶）

第 2 条 海上交通安全法施行令第 1 条に規定する法適用海域において緊急用務を行う船舶であって、緊急船舶として必要な構造、設備、又は備品を有する自衛隊海上輸送群の船舶は、緊急船舶の指定を受けるものとする。

（緊急船舶の指定を受ける場合の手続）

第 3 条 自衛隊海上輸送群司令は、訓令第 2 条第 2 項に定める防衛大臣の承認を受けた後、住所地を管轄する管区海上保安本部長（以下「所轄本部長」という。）に緊急船舶指定申請書を提出するものとする。

2 海上交通安全法施行規則（昭和 4 8 年運輸省令第 9 号）第 16 条第 1 項に定める申請書の記載事項中、次の表の左欄に掲げる事項については、当該右欄に掲げる事項を記載する。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	緊急船舶指定手続を行う者の職名、氏名及び住所
総トン数	基準排水量
船籍港	船舶の定係港
船舶の緊急用務を行うための構造、設備及び備品の概要	緊急用務を行うための構造、設備及び備品名並びに特殊なものについては簡単な説明

（緊急船舶指定等の報告）

第 4 条 4 所轄本部長から緊急船舶指定証の交付若しくは書換えを受けたとき又

は同指定証を返納したときは、訓令別記様式第 2 に準じ、速やかに陸上幕僚長に報告するとともに、その写しを送付するものとする。

附 則

この達は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。